

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月17日認可した。

平成28年2月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）原地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）又平地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）松の本地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金光地区